

第四次葉山町総合計画策定方針

1 策定の趣旨

総合計画は、自治体にとって重要な骨格となる計画であり、長期的な展望に立ち本町の目指すべき将来像を描き、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示したものです。

本町では、平成 12 年度を初年度とした「第三次葉山町総合計画」を策定し、その将来像を「海とみどりにひろがる交流 文化のまち 葉山」と掲げ、平成 26 年度を目標としてさまざまな取り組みを進めてきました。

この間、少子高齢化の加速、人口減少社会の到来、環境意識の高まり、情報の高度化、地方分権の進展等、地方自治体を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

このような中、これからのまちづくりには、町民、団体、事業者、行政等が目標や目的を共有しながら、各々の役割と責任の下で、努力し、行動し、連携していくことが必要とされています。

さらに、「右肩上がり」の時代が終焉した低成長の時代にあって、行政サービスにおいても、量的拡大に注力したサービスの提供から、経営資源に合わせた経営の視点に基づく質を重視したサービスの提供へと、転換が図られてきました。

こうした状況を踏まえ、これまでの本町の取り組みを継承しつつ、新たな視点に立った「まちづくり」と「行政経営」の方向性を示す第四次総合計画を策定します。

2 策定に向けた基本姿勢

策定にあたっての基本姿勢として、次のことを示します。

(1) 社会動向を的確に反映した計画づくり

最新の社会動向を反映した計画づくりを行います。

(2) 目指すべき姿、目標が明確で、だれにでも分かりやすく、使いやすい計画づくり

将来像が明確に描かれており、町民にとっても職員にとっても分かりやすく、使いやすい計画とするために、「あれも、これも」の総花的主義を脱却し、盛り込む内容を「厳選」することにより、簡潔明快な計画づくりを行います。

(3) 進捗管理（評価）ができる計画づくり

政策・施策・事業が分かりやすく対応し、P D C A（Plan、Do、Check、Action）サイクルによる評価・改善ができる計画づくりを行います。

(4) 町民と協働で推進できる計画づくり

地域の課題解決のためには、「自助・共助・公助」の3つが適切に機能することが大切であるという考え方を基本に、お互いができることを行い、できないことを補い合う「補完性の原則」を尊重し、町民と行政の協働によって推進する計画づくりを行います。

3 構成と計画期間

総合計画は、社会環境の変化の中で適切な対応、実効性の確保が求められます。策定にあたっての「構成」と「計画期間」について、次の点を考慮します。

(1) 構成について

本計画は、目指すべき将来像とこれを達成するための施策を体系的に整理する必要があることから、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構成とします。

(2) 計画期間について

予測を超える速さで、社会や経済が変動しており、長期の予測が難しい時代となっており、その中でさまざまな課題に対応していかなければなりません。

一方で、先行きが不透明な時代だからこそ、可能な限り将来を見据え、計画性をもって町政を運営することも求められています。

こうしたことから、「基本構想」の期間をおおむね10年～15年程度とし、「基本計画」については町長任期と整合を図り、4年を基本とします。「実施計画」については、原則「基本計画」の期間と同一とします。

4 策定体制

次に掲げる体制で計画づくりに取り組みます。

(1) 町民の参加

町民ワーキンググループ

町民と行政の協働による取り組みとして、町民ワーキンググループを立ち上げ、基本構想に繋がる目指すべき将来像等について、意見交換を行い、町への意見書としてとりまとめます。

町民アンケート

町民のまちづくりに対する意識やニーズを把握し、計画策定に反映させるために、1,500人に対しアンケート調査を行います。

パブリックコメント（意見公募）

町民から検討状況について意見等を得るために、中間段階においてパブリックコメントを実施します。

(2) 職員の参加

各課等における意見の取りまとめ

第三次後期基本計画等の進行状況等、町民ワーキンググループからの意見書及び町民アンケートの結果等を踏まえ抽出される懸案事項について、関係する課等で協議・検討を行います。



各部等単位での課長級職員からの意見聴取

上記で検討された事項について、各部等単位で所管部長等を交え、課長級職員から意見を聴取し、総合計画策定委員会に意見提案をします。



総合計画策定委員会

町民や上記で提案のあった意見を踏まえ、町長、副町長、教育長及び部長級職員で構成される総合計画策定委員会において、各施策の横断的な調整または重要事項の協議を行うとともに、基本構想・基本計画原案を作成します。

(3) 総合計画審議会

町長の諮問に応じて、総合計画について審議し、町長に答申します。

(4) 町議会

議会に設置される総合計画特別委員会に対し、計画の策定過程において、適宜報告等を行うとともに、基本構想、基本計画について議会の議決を経ます。

5 策定のスケジュール

策定スケジュールは、次のとおりとします。

(1) 平成 25 年度

基本構想・基本計画の検討

町民ワーキンググループによる検討

策定方針の決定

町民（まちづくり）アンケートの実施

総合計画審議会の設置・審議

総合計画策定委員会（庁内組織）の設置・作業

第三次総合計画後期基本計画等の進行状況調査及び職員からの意見聴取

各部単位での課長級職員からの意見聴取

総合計画特別委員会（議会）への報告等

(2) 平成 26 年度

基本構想・基本計画・実施計画の策定

総合計画審議会への諮問・答申

パブリックコメント（意見公募）

分野別個別審議会への情報提供

総合計画策定委員会による審議、関係各課等の意見調整・とりまとめ

総合計画特別委員会（議会）への報告等

基本構想・基本計画の議会への議案上程